

幼児教育・保育の無償化と保育料の変更等の説明会要録

1 来場者数

	開催場所	来場者数
第1回	花小金井南公民館	44人
第2回	花小金井南公民館	75人
第3回	中央公民館	39人
第4回	小川西町公民館	20人
第5回	小川西町公民館	55人
第6回	中央公民館	46人

2 よくある質問と回答

質問	回答
施設等利用給付認定の保育要件が認められる就労時間はどの程度ですか？	保育の認定には、最低月48時間の就労を常態としていることが必要になります。これは長期連休等の理由があった場合についても必ず満たしていただく必要があります。
認可保育園に通っていますが、無償化にあたり手続きは必要ですか？	認可保育園の3歳児以上のクラスに通っている児童は、令和元年10月以降手続きなしで保育料が無償化されます。
給食費の支払い方法はようになりますか？	令和元年10月以降、私立保育園の3歳児以上のクラスに通う児童の給食費は各園に直接支払っていただく形になります。また、公立保育園の場合は市にお支払いをお願いします。具体的な方法については、追って各園からお知らせすることを予定しています。
新制度移行幼稚園の補助対象となる「教育にかかる費用」とはどのようなものが該当しますか？	各園が定める「教育充実費」等がこれに該当します。これは、各園が在園児全員を対象に教育のより一層の充実に充てる費用となり、希望者が参加する英会話教室等は補助の対象外となります。
幼稚園の預かり保育を月極めで利用していますが、その場合の補助も日額単価を用いて計算しますか？	預かり保育の保育料を月極めで支払っている場合についても、日額単価450円に利用日数を乗じた金額が補助の上限となります。
0歳～2歳で東京都認証保育所に通う保護者への補助金はようになりますか？	「東京都認証保育所等に通う保護者への補助金」については、0歳から2歳児を対象に令和元年10月以降も引き続き実施します。具体的な補助額等については調整中ですので決まり次第施設を通じてお知らせします。